

写

## 答 申 書

平成23年 2月15日

久喜宮代衛生組合  
管理者 田中暄二 様

久喜宮代衛生組合  
廃棄物減量等推進審議会  
会 長 田中行人

平成22年12月17日付け久宮衛減第1843号をもって諮問のありました事項1の「粗大ごみ処理手数料の統一について」について、次のとおり答申します。

### 記

粗大ごみ処理手数料については、単一単価と品目別単価の二通りの設定方法が考えられるところです。

品目別とした場合には、個々の品目ごとの金額の妥当性が向上し、排出者や世帯ごとの公平感が増すものの、品目の判別や粗大ごみ処理券の取扱い等において煩雑さ及び困難さが生じ、住民の皆様や取扱店にとって簡易性や利便性が大きく低下するものと思われます。

一方、単一単価とした場合には、逆に品目ごとの金額の妥当性や公平感は低下するものの、取扱店や住民の皆様の取扱い等における簡易性や利便性が向上するものと思われ、また、廃棄する時期は異なっても、どの世帯も概ね同様な粗大ごみを排出するものであり、単一単価とした場合にも、長期的視点では世帯間の負担の平準化がもたらされると考えられます。

これらを慎重に検討し総合的に判断した結果、久喜宮代衛生組合管内の粗大ごみ手数料については、住民の皆様や取扱店にとっての簡易性や利便性等を優先して単一単価とし、品物1点につき500円の手数料に統一することが最も適当であるとの結論を得ました。

### 付 記

粗大ごみの具体的な内容、大きさ等の基準については、久喜宮代衛生組合事務局において慎重に検討のうえ定めること、ならびに、高齢化社会を見据え、管内全域における戸別収集を実施することを要望します。

なお、実施に際しては、住民の皆様への周知徹底を十分に図るようお願いいたします。